

第 4 次守山市男女共同参画計画の中間見直しについて

第 4 次守山市男女共同参画計画については、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や今日的課題等を鑑み、計画策定後 5 年が経過する令和 7 年度中の改訂版策定に向け以下のとおり中間見直し作業を進めてまいります。

1 第 4 次守山市男女共同参画計画

(1) 概要（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度まで）

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に規定されている「市町村男女共同参画計画」であり、守山市男女共同参画推進条例に基づく施策を具現化するために定め、本市の男女共同参画や女性活躍を総合的かつ計画的に推進するもの。

(2) 見直しの方向性

これまでの男女共同参画の取組をより一層推進するため、市民意識調査結果からみえる本市の課題や、今日的な社会情勢および関連法制度の策定を勘案する中、必要な見直しを行う。

ア 見直しの視点

- ・ 政策や方針決定過程への女性の参画拡大
- ・ 社会での更なる女性活躍支援
- ・ 【新規】困難な問題を抱える女性への支援（「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）以下『困難女性支援法』」第 8 条第 3 項が規定する「市町村基本計画」を内包）

イ 上位計画等との整合

- ・ 国の法整備等の反映（困難女性支援法等）
- ・ 滋賀県男女共同参画計画
- ・ 本市の他の計画（守山市長期ビジョン 2035（策定中）、第 4 次守山市人権尊重のまちづくり総合推進計画等）